

令和5年度全国高等学校総合体育大会 北海道実行委員会 各専門部会決定事項

(広報専門部会)

- ・ 広報・報道事業基本方針 1

(競技専門部会)

- ・ 競技種目別大会運営基本方針 2
- ・ 競技関係年次別業務推進計画（概要版） 4
- ・ 競技関係年次別業務推進計画（詳細版） 5
- ・ 競技関係令和3年度スケジュール 6
- ・ 競技種目別大会競技役員等編成基準 7
- ・ 令和3年度競技役員等養成事業実施要項 10
- ・ 全国高等学校体育連盟競技専門部競技会場地視察実施要項 12
- ・ 令和3年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会
視察実施要項 18

(式典専門部会)

- ・ 総合開会式基本方針 19
- ・ 式典専門部会分科会規程 20
- ・ 式典専門部会分科会の構成及び組織 22
- ・ 式典専門部会令和3年度業務計画 23

(輸送・警備専門部会)

- ・ 北海道輸送交通対策要項 24
- ・ 北海道警備防災・危機管理対策要項 26
- ・ 輸送・警備専門部会業務年次別推進計画 28

(高校生活動専門部会)

- ・ 北海道高校生活動推進委員会規程 29
- ・ 北海道高校生活動推進体制 31
- ・ 北海道高校生活動地区推進委員会規程 32
- ・ 高校生活動における個人情報及び肖像権に関する取扱いについて . 35
- ・ 北海道高校生活動令和3年度活動計画 36

令和5年度全国高等学校総合体育大会 広報・報道事業基本方針

1 目的

(1) 広報

令和5年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、北海道での大会を周知するとともに、全国から訪れる多くの人々を温かく迎え、高校生最大のスポーツの祭典にふさわしい大会とするため、様々な広報媒体を活用し、広報活動を展開する。

(2) 報道

競技記録を収集し、競技結果を報道機関等へ正確かつ迅速に提供するとともに、円滑な報道活動が行われるよう、必要な連絡調整を行い、大会取材の便宜を図る。

2 主要事業

(1) 広報

ア 大会愛称等の制定及び普及

大会を象徴する大会愛称等の制定及び普及を図る。

イ 印刷物による広報

各種印刷物を作成し、関係機関・団体等へ配布する。

ウ 多様なメディアによる広報

北海道公式ブログなどをはじめとした様々なメディアを活用し、情報を発信する。

エ 刊行物による広報

北海道及び各会場地市町の広報誌等を活用し、情報を発信する。

オ 広報グッズ等による広報

広報グッズ等を作成し、高校生等へ配布する。

カ 報告書の作成

大会の記録を残すため、報告書等を作成する。

キ 会場地市町に関する観光情報等の提供

関係機関・団体等と連携し、大会公式ホームページへのリンクなどにより観光情報を提供する。

ク イベント等での広報

イベント等でPRするなど、大会への気運を高める。

ケ 高校生活動による広報

大会前イベント開催によるPR活動など、大会への気運を高める。

(2) 報道

ア 報道協議会の設置

報道に関する連絡調整等を行い、報道事業の円滑な運営を図るため、報道関係者による協議機関として報道協議会を設置する。

(イ) 報道取材意向調査の実施

取材希望人数等を確認するため、報道取材意向調査を行う。

(ロ) 報道のしおりの作成

報道取材における留意事項等を掲載した報道のしおりを作成する。

(ハ) 全国報道者会議の開催

報道取材における留意事項の確認、取材位置の抽選等を行うため、全国報道者会議を開催する。

イ 記録センター等の設置

競技記録の収集及び競技結果の提供等、報道事業の円滑な運営を図るため、記録センター及びプレスセンターを設置する。

令和5年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営基本方針

1 趣旨

令和5年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の競技種目別大会は、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）が定める「全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）に依拠するとともに、令和5年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針（以下「開催基本方針」という。）に基づき、選手があこがれの舞台で最高のパフォーマンスを発揮できるよう環境整備や体制づくりに努める。また、効率的・効果的な大会運営を目指す。

2 運営組織

会場地市町実行委員会（以下、「市町実行委員会」という。）、北海道実行委員会（以下、「道実行委員会」という。）、北海道高等学校体育連盟（以下、「道高体連」という。）及び北海道関係競技団体（以下「道競技団体」という。）が連携を図り、大会運営を行う。

3 競技会場・練習会場等

(1) 競技会場及び練習会場として使用する施設・設備は、既存の施設・設備を有効に活用する。

また、練習会場は、原則として、学校の施設等を活用することとし、勝ち残りチーム・人数等を考慮し、必要最小限にとどめる。

(2) 仮設の施設・設備については、競技特性及び安全面に配慮し、必要最小限にとどめ、運営に支障がないよう計画的な整備に努める。

4 競技用具・備品

(1) 北海道（以下、「道」という。）、会場地市町及び道競技団体等が現有しているものを活用する。原則として、新たな競技用具・備品の購入はしない。

(2) 用具に不足が生じた場合は、道等が所有する用具の借用に努める。

なお、道等が所有する用具で賄えない場合は、可能な限り近隣県からの借用に努める。

(3) 上記(1)及び(2)により調達しても不足する競技用具・備品については、道実行委員会と市町実行委員会が別途対応について協議する。

5 競技・運営役員等の編成

(1) 競技・運営役員等の編成については、道高体連専門部が全国高体連競技専門部、関係全国中央競技団体及び道競技団体と協議し、道実行委員会と調整の上、編成する。

(2) 競技・運営役員等は、原則として、道内関係者で編成し、必要最小限の人数で最大の効果を上げるよう適正な配置を行う。

(3) 競技運営上、道外関係者に協力を要請しなければならない場合は、近隣県の関係者を優先する。

(4) 編成に当たっては、学校関係者の協力が得られるよう配慮する。

6 競技・運営役員等の養成

- (1) 競技役員及び競技補助生徒の養成については、道高体連専門部及び道競技団体が主体となり、道実行委員会及び市町実行委員会と連携を図り、計画的に実施する。
- (2) 運営役員及び運営補助生徒の養成については、道実行委員会及び市町実行委員会が主体となり、道高体連専門部及び道競技団体と連携を図り、計画的に実施する。

7 開・閉会式

開・閉会式は、開催基準要項に基づいて実施し、華美にならないよう簡素化に努める。

8 経費

競技種目別大会の運営経費については、道実行委員会が、一律シーリングによる大会経費の削減を踏まえ、道高体連専門部及び市町実行委員会と協議した上で決定する。

令和5年度全国高等学校総合体育大会 競技関係年次別業務推進計画(概要版)

●:全国高校総体中央委員会承認事項 ▲:全国高体連会長承認事項

※現時点での予定であり、変更する可能性があります。

区分	業務内容	令和2年度 (3年前)	令和3年度(2年前)		令和4年度 (1年前)	令和5年度 (開催年)
			第1回専門部会(6月30日)	第2回専門部会(R4.2月)		
競 技	1 競技種目別大会運営					
	(1) 競技種目別大会基本方針		大会運営基本方針作成		→	運営実施
	(2) 競技種目別大会運営費	大会運営費試算(1次) 【締切:3月19日】	大会運営費試算(2次)【締切:10月29日】		大会運営費試算(最終)作成 全国高体連提出予算書決定	運営費補助金交付 決算書作成
	2 競技会場・練習会場					
	● (1) 競技会場・練習会場	競技会場選定・内定 施設使用仮予約(R2~3) 練習会場調査(1次)	競技会場決定・申請→承認 【9月:総体中央委員会】		施設使用申請(R3~)	
	(2) 競技・練習会場運用計画	運用計画検討	練習会場確認(6月30日まで)、練習会場内定		練習会場決定	
	● (3) 競技会場施設会場一覧	競技会場一覧作成	競技会場施設一覧作成・申請→承認 【9月:総体中央委員会】			
	(4) 総体会場視察		実施要項作成・提示(6月)、北信越総体視察(7~8月)		実施要項作成、四国総体視察	
	(5) 全国高体連専門部会場視察		実施要項作成・提示(6月)、視察実施(7月以降)			
	3 競技日程					
	● (1) 競技日程	競技日程内定	競技日程決定・申請→承認 【9月:総体中央委員会】			
	4 競技種目別大会実施要項等					
	● (1) 実施要項	実施要項(案)作成 【締切:3月19日】		実施要項作成開始(2月)	実施要項申請→承認 【9月:総体中央委員会】	大会HPに掲載(R4.10)
	(2) 参加申込書			様式検討・調整	様式決定・作成	大会HPに掲載(R5.4)
	5 競技用具					
	(1) 競技用具等	競技用具等調査(1次)	競技用具等確認 (9月30日まで)	(→不足用具の対応検討)	用具借用等調整 用具借用申請	競技用具の借用、返却
	6 競技・運営役員等編成					
	(1) 競技・運営役員	編成基準(案)作成	競技・運営役員編成調査(2次) 【締切:10月29日】		最終編成	→
	(2) 補助生徒	編成調査(1次)【締切:1月29日】	補助生徒確認 (5月31日まで)	補助生徒調整		
	7 競技役員等養成					
(1) 競技役員・補助生徒、審判員		実施要項作成・提示(6月)	養成事業実施	養成事業実施	→	
8 高体連専門部との連絡調整						
(1) 連絡・調整	打合せ(6月、10月:一部書面)	会場地実行委員会事前打合せ(7~8月、11~12月予定)				
(2) 会場地担当教員	推薦依頼	担当教員確認、再推薦依頼	従事要項作成・提示(2月)	会場地実行委員会業務 (週3日以内)	会場地実行委員会業務 (週5日以内)	
9 会場地市町との連絡調整						
(1) 連絡・調整	打合せ(必要に応じて) 情報提供	会場地実行委員会事前打合せ(7~8月、11~12月予定)		会場地実行委員会設置(随時)	→	
(2) 会場地担当教員			従事要項作成・提示(2月)	教員派遣	→	
10 競技種目別大会ポスター、プログラム						
▲ (1) ポスター			作成要領作成・提示(2月) 図案募集・選考・決定(R3)	ポスター図案申請→承認 【11月:全国高体連会長】	作成・配付	
(2) プログラム			作成要領作成・提示(2月)	プログラム原案作成	作成・配付	
11 競技種目別大会招待者						
(1) 競技種目別大会招待者			調査・検討	→	調整・決定 招待状発送	
12 組合せ抽選会						
(1) 組合せ抽選会等			調査・検討	全国高体連専門部と調整	抽選会等実施	
13 競技種目別大会開・閉会式等						
(1) 競技種目別開・閉会式等の計画			運営計画検討	運営計画作成	役員業務必携作成、実施	
(2) 入賞メダル・賞状作成			調査・検討	必要数算定	契約・作成・配布	
14 自衛隊協力要請(必要競技のみ)						
(1) 協力要請基本方針			調査・検討	協力要請基本方針策定		
(2) 協力要請等				協力要請	協定締結・対応	
15 競技記録						
(1) 記録収集全体計画			全体計画の検討	全体計画作成		
(2) 競技種目別記録収集計画			調査・検討	記録収集計画作成	報告書作成	
(3) 記録用紙			調査・検討	様式決定・作成	実施	
(4) 競技種目別記録本部運営要領			調査・検討	記録本部運営要領作成	運営	
16 競技種目別ID・駐車証						
(1) 都道府県高体連等の共通ID				依頼・作成	決定・配付	
(2) 都道府県高体連等の共通駐車証				依頼・作成	決定・配付	

令和5年度全国高等学校総合体育大会 競技関係年次別業務推進計画(詳細版)

年度	月	全国高体連申請・承認 ○総体中央委員会 ●高体連会長	道準備(実行)委員会 事務局	業務内容					
				大会運営費	競技・練習会場、日程、用具関係	競技役員等の編成	競技種目別大会実施要項等	その他	
R2年度 (開催3年前)	4月								
	5月								
	6月		「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター」募集		高体連専門部との打合せ①(競技会場・日程確認等、練習会場、競技用具等調査【1次】)			会場地担当教員推薦依頼	
	7月			練習会場、競技用具等調査提出(1次)				会場地担当教員推薦書提出	
	8月		【準備委員会設立総会】 【第1回総会】	令和2年度北関東総体→中止					
	9月	○高体連マーク取扱規程 ●開催基本方針			競技会場・練習会場仮予約				
	10月				高体連専門部との打合せ②(準備委員会報告、大会運営費、競技・運営役員・補助員編成調査【1次】、実施要項(案)作成依頼)				
	11月			試算依頼(1次)	競技会場・競技日程確認	競技役員等編成調査(1次)	大会実施要項作成基準提示 実施要項(案)作成依頼		
	12月				競技会場・競技日程回答				
	1月		一次選考・最終選考		競技会場・競技日程(案)作成	競技役員等編成提出(1次)			
	2月					補助生徒学校調整 編成(案)提示			
	3月	●「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター」	【準備委員会第2回総会】 (書面会議) 大会愛称等表彰	試算提出(1次)	競技会場・競技日程(案)提示		実施要項(案)提出		
R3年度 (開催2年前)	4月			試算精査・確認(1次)					
	5月				練習会場、競技用具変更等確認	補助生徒編成(案)回答		会場地担当教員確認	
	6月		【実行委員会設立総会】 【第1回総会】 ■第1回競技専門部会	試算依頼(2次)	練習会場回答	競技・運営役員編成調査		会場地担当教員再推薦等	
	7月		会場地実行委員会 事前打合せ①		競技会場・練習会場仮予約(申請)				
	8月			令和3年度北信越総体					
	9月	○大会開催期間 ○競技会場・競技日程 ○競技会場施設一覧 ○総合開会式会場及び日程 ●開催基本構想 ●大会総合ポスター ●実行委員会規程、役員			競技会場・競技日程決定(予定)				
	10月			試算提出(2次)	競技用具等回答	競技・運営役員編成提出			
	11月		会場地実行委員会 事前打合せ②	試算精査・確認(2次)	不足用具の対応検討	競技役員等1次編成(案)作成			
	12月				練習会場内定	競技役員等1次編成(案)確認			
	1月					競技役員等1次編成(案) 校長会に提示		大会プログラム 競技種目別大会ポスター作成依頼	
	2月	※9月14日の総体検討委員会に申請できなかった場合は3月中旬に申請	【実行委員会第2回総会】 ■第2回競技専門部会	試算依頼(最終)	競技会場・競技日程決定(※最終)		実施要項作成依頼	会場地担当教員従事要項決定	
	3月						全国専門部と調整		
R4年度 (開催1年前)	4月			会場地市町実行委員会設立(随時)				会場地担当教員派遣	
	5月					競技役員等2次編成(案)作成	大会プログラム原案作成		
	6月		【実行委員会第3回総会】 ■第3回競技専門部会		練習会場決定		実施要項提出	競技種目別大会ポスター「案」募集	
	7月			令和4年度四国総体					
	8月	○総合開会式開催要項 ○競技種目別大会実施要項 ○個人帰郷及び肖像権に関わる取扱規程 ○医療看護要項 ●参加入、入賞メダル「案」		試算提出(最終)	競技会場・練習会場使用申請	競技役員等2次編成(案)確認		競技種目別大会 ポスター「案」募集締切	
	9月			予算書作成	競技用具等最終確認		参加申込要項・様式検討	メダル・賞状等必要数調査	
	10月			予算書提出 (道事務局に提出)		競技役員等2次編成(案) 校長会に提示	大会HPに実施要項掲載	競技種目別大会ポスター「案」選考	
	11月	●競技種目別大会 ポスター「案」						競技種目別大会ポスター作成	
	12月							メダル・賞状等必要数回答	
	1月								
	2月		【実行委員会第4回総会】 ■第4回競技専門部会	予算書提出 (全国高体連に申請)		競技役員等最終編成(案) 校長会に提示	参加申込要項・様式決定 (道事務局にデータ提出)		
	3月	○総合開会式収支予算 ○競技種目別大会収支予算						競技種目別大会ポスター完成	
R5年度 (開催年度)	4月				競技用具借用申請	競技役員等最終編成(決定)	都道府県高体連事務局に 大会実施要項・申込用紙送付 大会HP掲載		
	5月		【実行委員会第5回総会】 ■第5回競技専門部会	補助金交付申請		招待者決定		大会プログラム原稿構成・発注	
	6月			概算払請求		招待状送付 委嘱状送付	大会参加申込受付 (6月30日予定)	メダル納品、賞状等配付	
	7月						組合せ抽選会等	大会プログラム完成	
	8月		翔び立て若き翼 北海道総体2023						
	9月		■第6回競技専門部会	決算書作成			競技種目別大会記録報告書作成	大会報告書作成	
	10月			決算書提出 (道実行委員会)	借用競技用具返却		競技種目別大会記録報告書 大会HP掲載		
	11月						競技種目別大会記録報告書発送		
	12月							大会報告書発送	
	1月			決算書提出 (全国高体連)					
	2月		【実行委員会第6回総会】 (解散)						
	3月	○総合開会式収支決算 ○競技種目別大会収支決算							

業務担当主体・・・ 道教委事務局 道準備(実行)委員会 高体連専門部 会場地市町 道教委事務局+高体連専門部 道教委事務局+会場地市町 高体連専門部+会場地市町 道教委事務局+高体連専門部+会場地市町

令和5年度全国高等学校総合体育大会 競技関係令和3年度スケジュール

※現時点の予定であり、変更する可能性があります。

年・月	時期	高等学校体育連盟 【□北海道 ■全国】	北海道実行(準備)委員会 事務局 (◎全国会長●総体委に申請)	会場地市町 【◇教育委員会・担当部局】	
R3 ・ 4	上旬		◎大会愛称等の申請(3月26日)		
	中旬	■全国高校総体検討委員会(13日)※Web会議			
	下旬	■全国高校総体中央委員会(26日)※Web会議【大会愛称等承認】			
5	上旬		○関係市町と協議	◇連絡・訪問(関係市町) ◇実行委員会委員委嘱及び 総会案内	
	中旬	□第1回専門部長・委員長会議 (5月14日)→【中止】	○道高体連専門部に確認 ・練習会場		
	下旬	■第1回理事会(5月25日)	・競技用具等		
6	上旬	□高体連会長出席<北海道実行委員会設立総会及び第1回総会>		◇首長出席(代理可)	
	中旬	■専門部長・委員長会議(15日)			
	下旬	□専門委員長出席	<第1回競技専門部会>	◇担当課長(予定)出席	
7	上旬	□道事務局に回答(練習会場変更:6月30日まで)			
	中旬	【仮称】会場地実行委員会事前打合せ①(□専門部◇会場地市町○事務局)【7月~8月】			
8	下旬	□北信越総体視察(各競技1名)	■令和3年度北信越総体 【7月24日~8月24日】 (福井県、新潟県、富山県、石川県、長野県、和歌山県)	◇北信越総体視察(任意)	
	上旬	↓	★総合開会式【8月13日】 (サンatorium福井)		
	中旬				
下旬					
9	上旬		●大会開催期間等の申請(8月)	◇次年度予算要求	
	中旬	□道事務局に回答 ・競技用具等変更 (9月30日まで)	■全国高校総体検討委員会(9月14日)	(会場地実行委員会設置関係)	
	下旬		■全国高校総体中央委員会(9月24日)		
10	上旬	□道事務局に提出	○会場地実行委員会に関する 情報提供等	◇会場地実行委員会設置準備①	
	中旬	・競技・運営役員編成(2次)	○ヒアリング・精査	・道教委から情報提供	
	下旬	・大会運営費(2次) (10月29日まで)	↓	・人員配置 ・執務室確保	
11	上旬	【仮称】会場地実行委員会事前打合せ②(□専門部◇会場地市町○事務局)【11月~12月】			
	中旬				
12	下旬	□第2回専門部長・委員長会議 (11月19日)			
	上旬	■第2回理事会(12月3日)	○第2回総会案内送付	◇実行委員会第2回総会案内	
	中旬				
R4 ・ 1	上旬				
	中旬		○実行委員会第2回総会準備		
	下旬				
2	上旬	□高体連会長出席<北海道実行委員会第2回総会>		◇首長出席(代理可)	
	中旬	□専門委員長出席	<第2回競技専門部会>	◇担当課長(予定)出席	
	下旬			◇会場地実行委員会設置準備②	
3	上旬		◎全国高体連に申請(3月)	・人員配置	
	中旬	■全国高体連理事会(12日)	○会場地担当教員決定	・執務室決定	
	下旬	■会場地担当教員決定		◇会場地担当教員決定	
3	上旬			↓	
	中旬	■全国高校総体検討委員会→全国高校総体中央委員会(4月)			

令和5年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会競技役員等編成基準

1 趣旨

この基準は、全国高等学校総合体育大会競技種目別大会役員編成基準表並びに令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道開催基本構想(案)「第3 競技種目別大会 5 競技・運営役員等の編成」に基づき、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道開催競技種目別大会の運営を円滑に遂行するために、必要な事項を定める。

2 役員等の編成

(1) 競技種目別大会役員

競技種目別大会役員は、全国高等学校総合体育大会競技種目別大会役員編成基準表(全国高等学校総合体育大会開催基準要項別表)に基づき編成する。

(2) 競技役員

競技役員は、審判及び進行、競技記録など直接競技運営に携わる者とし、原則として北海道高等学校体育連盟(以下「道高体連」という。)専門部、北海道関係競技団体(以下「道競技団体」という。)、会場地市町の関係者及び学校関係者等で編成する。

ただし、(公財)全国高等学校体育連盟並びに関係中央競技団体等の競技役員(審判員を含む。)を必要とする場合には、最少人数にとどめる。

ア 審判員は、中央競技団体等公認の有資格者をもって充てるものとし、その確保については、次の順序を原則とする。

(ア) 会場地市町及び会場地市町周辺の有資格者

(イ) 道内の有資格者

(ウ) 他都府県の有資格者

イ 審判を除く競技役員の確保については、次の順序を原則とする。

(ア) 会場地市町、会場地市町周辺の道高体連専門部関係者及び道競技団体関係者

(イ) 会場地市町関係者及び学校関係者

(ウ) 道内の競技団体関係者及び道高体連専門部関係者

(3) 運営役員

運営役員は、宿泊、庶務会計及び受付案内など直接競技運営に携わらない者とし、原則として会場地市町関係者、会場地市町及び会場地市町周辺の学校関係者等で編成する。

(4) 補助生徒

補助生徒は、競技・運営役員の補助的業務を行う者とし、原則として会場地市町及び会場地市町周辺の高校生で編成する。なお、競技補助生徒については、競技の専門性を優先する。

3 重複者の調整

競技役員等の候補者が重複する場合は、次の順序を原則とし、会場地実行委員会、道高体連専門部及び道競技団体の協議により調整する。

- (1) 監督・コーチと役員が重複する場合は、監督・コーチを優先する。
- (2) 審判員とその他の役員が重複した場合は、審判員を優先する。
- (3) 競技役員と運営役員が重複する場合は、競技役員を優先する。
- (4) 競技種目間で重複する場合は、会場地実行委員会、道高体連専門部、道競技団体及び令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会との協議により決定する。

4 業務内容例(競技ごとに業務内容は異なる)

役 員 名	業 務 内 容 例
○ 競技役員 ・ 審判員(有資格者) ・ 資格の必要な競技役員 ・ 資格が不要な競技役員	総括、審判、進行、競技記録、表彰、 得点表示、用具管理、コート管理、計量、 その他
○ 運営役員	庶務会計、受付案内、施設管理、警備、 輸送交通、渉外、駐車場、救護、 広報報道、放送、式典、会場内外整備、 大会記録(写真、ビデオ等)、その他
○ 補助生徒	・ 競技補助生徒 審判、記録等の競技役員の補助
	・ 運営補助生徒 受付、誘導等の運営役員の補助

全国高等学校総合体育大会 大会役員 編成基準表

	文部科学省	(公財)日本スポーツ協会	中央競技団体	開催 県		(公財)全国高体連	都道府県 高体連	開催 県 ・ 開催 地				読売新聞社	N H K	その他
								県高体連	県体育協会	県 競技別団体	開催 地 実行委員会			
名誉会長		会 長												
名誉副会長				知 事										
会 長						会 長								
副 会 長						副 会 長	会 長							
名誉顧問	文 部 科 学 大 臣					名 誉 顧 問						グ ル ー プ 本 社 社 長	会 長	
顧 問	文 部 科 学 副 大 臣	専 務 理 事	各 競 技 団 体 会 長	県 議 会 議 長		理 事	顧 問 会 長	会 長	市 (町 ・ 村) 長	開 催 地 管 轄 本 社 社 長	※ 1	放 送 総 局 長	全 国 校 長 協 会 会 長	
	文 部 科 学 大 臣 政 務 官	事 務 局 長	各 競 技 団 体 理 事 長 (専 務 理 事)	副 知 事		監 事	顧 問		市 (町 ・ 村) 議 会 長	東 京 本 社 編 集 局 長		報 道 局 長		
	文 部 科 学 事 務 次 官			教 育 委 員 長						東 京 本 社 事 業 局 長		視 聴 者 総 局 長		
	ス ポ ー ツ 庁 長 官			教 育 長						開 催 地 管 轄 本 社 編 集 局 長	※ 2	視 聴 者 総 局 長		
	ス ポ ー ツ 庁 次 長									開 催 地 管 轄 本 社 事 業 本 部 長	※ 2			
参 与		ス ポ ー ツ 推 進 部 長		関 係 部 長	実 行 委 員 会 事 務 局 長	評 議 員 会 長	副 会 長	副 会 長	市 (町 ・ 村) 教 育 委 員 長	開 催 地 管 轄 本 社 編 集 局 総 務 長	※ 2	報 道 局 ス ポ ー ツ セ ン タ ー ス ポ ー ツ 業 務 管 理 部 長		
		国 体 課 長		体 育 主 管 課 長		参 与			市 (町 ・ 村) 教 育 長	開 催 地 管 轄 本 社 事 業 局 総 務 長	※ 2	視 聴 者 総 局 長		
				会 計 管 理 者						東 京 本 社 運 動 部 長		視 聴 者 総 局 副 部 長		
										東 京 本 社 ス ポ ー ツ 事 業 部 長		開 催 地 放 送 局 長		
										開 催 地 管 轄 本 社 運 動 部 長	※ 2			
										開 催 地 管 轄 本 社 ス ポ ー ツ 事 業 部 長	※ 2			
大 会 委 員 長						副 会 長								
大 会 副 委 員 長						専 務 理 事	理 事 長							
委 員					実 行 委 員 会 委 員	専 門 部 長 委 員 長 中 央 委 員 会 委 員 事 務 局 長	理 事 長	専 門 部 長	理 事 長	理 事 長				

※1＝グループ本社社長と開催地管轄本社社長が同一の場合は不要

※2＝開催地により、該当する役職名が代わるか、不要となる場合がある。

**令和5年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会
令和3年度競技役員等養成事業実施要項**

1 趣旨

令和5年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会における競技の公正と円滑な大会運営を図るため、競技役員等養成事業を実施する。

2 主催

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会(以下「道実行委員会」)という。)

3 主管

北海道高等学校体育連盟専門部(以下「道高体連専門部」という。)

北海道関係競技団体(以下「道競技団体」という。)

※運営については、道実行委員会と道高体連専門部、道競技団体及び会場地市町が連携して行う。

4 期間

令和3年7月1日(木)～令和4年3月31日(木)

5 内容

(1) 道内講習会等開催事業

道内講習会を実施し、競技役員及び競技補助生徒を養成する。

(2) 道外派遣事業

道外講習会へ派遣し、競技役員を養成する。

(3) 開催準備活動支援事業

道高体連専門部が、競技種目別大会の準備を円滑に進めるために必要な視察等に活用する。

※競技役員等の定義は、別添資料「役員等の定義」によるものとする。

6 申請

本養成事業の実施に係る申請等は、別紙「競技役員等養成事業実施に係る流れ」により示された手続きをとること。

7 参加対象

参加対象及び講師については、道実行委員会、道高体連専門部、道競技団体が協議し決定する。

8 その他

本事業の実施回数は特に定めないが、道実行委員会からの補助金は、1競技あたり15万円を上限とする。

別添

競技役員等の定義

- 1 ◆印は、全国高体連、道実行委員会、会場地市町の協議により決定する。
- 2 ●印は、道実行委員会の主催で道高体連専門部（道競技団体）が主管し養成する。

名称		役割等	基準等
大会役員		◆大会の全般的な大会・競技運営に関係する代表者 (会長・副会長・顧問・参与等)	◆編成基準による (全国高体連)
競技種目別大会役員		◆競技種目別大会の全般的な競技運営に関係する代表者 (会長・副会長・顧問・参与等)	
競技役員	審判員	●試合をルールに則って厳密かつ円滑に進行・成立させる役割を担い、定められた基準や認定等の資格を有し、勝敗の判定を直接下す役員(レフリー・アンパイア等)	●競技役員等養成事業
		●審判員以外で、競技運営に直接携わる役員(記録員、用具係等)	
競技補助生徒		●競技役員の補助として、競技運営を補助する生徒	